

「研削といし(自由研削)取替・試運転に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。

危険又は有害な業務として労働安全衛生規則第36条第1号に規定する『研削といしの取替又は取替時の試運転の業務』に係る学科及び実技の特別教育を下記により開催いたします。法令を遵守し労働者の安全の為、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日時	科目	会場
令和7年5月17日(土) 9時～17時	学科 実技	(株)総合車両製作所 新津事業所 新潟市秋葉区南町19-33 TEL 0250-23-4904

<注：多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

- 対象者 研削といしの取替又は取替時の試運転を行う者
(研削といし=卓上研削盤等の工具研削・ポータブルグラインダー等)
- 定員 30名(定員になり次第締め切ります)
- 受講料 会員 9,500円 (非会員 11,500円)
※ 受講料には、テキスト代、材料費を含みます。
- 申込期限 令和7年5月7日(水)
- 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送ってください。
受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、TEL・FAX番号を必ず記載してください。受講料は下記口座にお振込下さい。

◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店 (普)0331019

◇ 申込先 〒956-0864
新潟市秋葉区新津本町4-18-12 (一社)新津労働基準協会
(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7. 当日持参品 **筆記用具、昼食**
実技がありますので作業が出来る服装で受講ください
保護メガネは必ず持参してください。
8. その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 5/17 「研削といし取替・試運転に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒		
受講番号	氏 名	生年月日	
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※ 受講番号の欄は、当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：

Ⓜ

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は3割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されれば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。